

愛媛県個人情報保護条例の一部を改正する条例新旧対照表

新	旧
<p>愛媛県個人情報保護条例 平成13年10月16日 条例第41号</p> <p>(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 実施機関 知事、議会、公営企業管理者、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、公安委員会、警察本部長、労働委員会、収用委員会、海区漁業調整委員会及び内水面漁場管理委員会をいう。</p> <p>(2)～(4) 省略</p> <p>(個人情報取扱事務の登録及び閲覧)</p> <p>第7条 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 前2項の規定は、次に掲げる個人情報取扱事務については、適用しない。</p> <p>(1)・(2) 省略</p> <p>(3) <u>犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に関する事務</u></p> <p>(4) <u>前3号に掲げる事務のほか、あらかじめ愛媛県情報公開・個人情報保護審査会(以下「審査会」という。)の意見を聴いて実施機関が定める事務</u></p> <p>4 <u>第1項及び第2項の規定にかかわらず、公安委員会又は警察本部長は、第1項第5号若しくは第6号に掲げる事項の一部若しくは全部を登録簿に記載し、又は個人情報取扱事務について登録簿に登録することにより、当該個人情報取扱事務の性質上、その適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるときは、その事項の一部若しくは全部を登録簿に記載せず、又はその個人情報取扱事務に</u></p>	<p>愛媛県個人情報保護条例 平成13年10月16日 条例第41号</p> <p>(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 実施機関 知事、議会、公営企業管理者、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員_____、労働委員会、収用委員会、海区漁業調整委員会及び内水面漁場管理委員会をいう。</p> <p>(2)～(4) 省略</p> <p>(個人情報取扱事務の登録及び閲覧)</p> <p>第7条 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 前2項の規定は、次に掲げる個人情報取扱事務については、適用しない。</p> <p>(1)・(2) 省略</p> <p>(3) <u>前2号に掲げる事務のほか、あらかじめ愛媛県情報公開・個人情報保護審査会(以下「審査会」という。)の意見を聴いて実施機関が定める事務</u></p>

新	旧
<p><u>ついて登録簿に登録しないことができる。</u></p> <p>5 省略 (収集の制限)</p> <p>第8条 省略</p> <p>2 実施機関は、個人情報収集するときは、個人情報の本人から収集しなければならない。ただし、当該個人情報の収集が次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。</p> <p>(1)～(5) 省略</p> <p><u>(6) 犯罪の予防、鎮圧又は捜査、被疑者の逮捕、交通の取締りその他公共の安全と秩序の維持(以下「犯罪の予防等」という。)を目的とするとき。</u></p> <p>(7) 省略</p> <p>3 実施機関は、思想、信条及び信教に関する個人情報並びに犯罪歴その他社会的差別の原因となるおそれのある個人情報を収集してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。</p> <hr/> <p><u>(1) 法令等の規定に基づくとき。</u></p> <p><u>(2) 犯罪の予防等を目的とするとき。</u></p> <p><u>(3) 前2号に掲げる場合のほか、審査会の意見を聴いた上で、個人情報取扱事務の目的を達成するために当該個人情報が必要であり、かつ、欠くことができないと実施機関が認めるとき。</u></p> <p>(利用及び提供の制限)</p> <p>第9条 実施機関は、個人情報取扱事務の目的以外の目的のために、当該個人情報を当該実施機関内において利用し、又は当該実施機関以外のものに提供してはならない。ただし、当該個人情報の利用又は提供が次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。</p> <p>(1)～(4) 省略</p> <p><u>(5) 犯罪の予防等を目的とするとき。</u></p>	<p>4 省略 (収集の制限)</p> <p>第8条 省略</p> <p>2 実施機関は、個人情報収集するときは、個人情報の本人から収集しなければならない。ただし、当該個人情報の収集が次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。</p> <p>(1)～(5) 省略</p> <p>(6) 省略</p> <p>3 実施機関は、思想、信条及び信教に関する個人情報並びに犯罪歴その他社会的差別の原因となるおそれのある個人情報を収集してはならない。ただし、<u>法令等の規定に基づくとき、又は審査会の意見を聴いた上で、個人情報取扱事務の目的を達成するために当該個人情報が必要であり、かつ、欠くことができないと実施機関が認めるときは、この限りでない。</u></p> <p>(利用及び提供の制限)</p> <p>第9条 実施機関は、個人情報取扱事務の目的以外の目的のために、当該個人情報を当該実施機関内において利用し、又は当該実施機関以外のものに提供してはならない。ただし、当該個人情報の利用又は提供が次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。</p> <p>(1)～(4) 省略</p>

新	旧
<p>(6) 省略 (オンライン結合による提供の制限) 第10条 省略 2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、次の各号のいずれかに該当するときは</p> <hr/> <p>____、オンライン結合により、個人情報を実施機関以外のものに提供することができる。その提供の内容を変更するときも、同様とする。</p> <p>(1) <u>法令等の規定に基づくとき。</u> (2) <u>犯罪の予防等を目的とするとき。</u> (3) <u>国の機関、独立行政法人等(独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第59号)第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。)、他の地方公共団体又は地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。))に提供するとき。</u> (4) <u>前3号に掲げる場合のほか、審査会の意見を聴いた上で、公益上の必要があり、かつ、個人の権利利益を侵害するおそれがないと実施機関が認めるとき。</u></p> <p>(個人情報の開示義務等) 第17条 省略 2 実施機関は、次の各号のいずれかに該当する個人情報については、開示しないものとする。</p> <p>(1) 開示請求者(当該開示請求者が法定代理人の場合は、本人。以下この項及び第25条第1項において同じ。)以外の者の個人情報が含まれる個人情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であって、開示することにより、当該開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。</p>	<p>(5) 省略 (オンライン結合による提供の制限) 第10条 省略 2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、<u>法令等の規定に基づくとき、又は審査会の意見を聴いた上で、公益上の必要があり、かつ、個人の権利利益を侵害するおそれがないと実施機関が認めるときに限り</u>、オンライン結合により、個人情報を実施機関以外のものに提供することができる。その提供の内容を変更するときも、同様とする。</p> <p>(個人情報の開示義務等) 第17条 省略 2 実施機関は、次の各号のいずれかに該当する個人情報については、開示しないものとする。</p> <p>(1) 開示請求者(当該開示請求者が法定代理人の場合は、本人。以下この項及び第25条第1項において同じ。)以外の者の個人情報が含まれる個人情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であって、開示することにより、当該開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。</p>

新	旧
<p>ア <u>法令等</u>の規定により又は慣行として当該開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報</p> <p>イ 省略</p> <p>ウ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第2項に規定する特定独立行政法人及び日本郵政公社の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等_____の役員及び職員、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人_____の役員及び職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び氏名並びに当該職務遂行の内容に係る部分（当該公務員等の氏名に係る情報にあっては、開示することにより、当該公務員等の権利利益を不当に害するおそれがある場合又は当該公務員等が、そのおそれがあるものとして公安委員会規則で定める職にある警察職員である場合の当該情報を除く。）</p> <p>(2)～(4) 省略</p> <p>(5) 開示することにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、<u>刑の執行</u>その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある個人情報</p> <p>(6)～(8) 省略 (諮問をした旨の通知)</p> <p>第41条 前条の規定により諮問をした実施機関_____は、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知しなければならない。</p> <p>(1)～(3) 省略</p>	<p>ア <u>法令</u>の規定により又は慣行として当該開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報</p> <p>イ 省略</p> <p>ウ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第2項に規定する特定独立行政法人及び日本郵政公社の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等（<u>独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。</u>）の役員及び職員、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人（<u>地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。</u>）の役員及び職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び氏名並びに当該職務遂行の内容に係る部分（当該公務員等の氏名に係る情報にあっては、開示することにより、当該公務員等の権利利益を不当に害するおそれがある場合_____の当該情報を除く。）</p> <p>(2)～(4) 省略</p> <p>(5) 開示することにより、犯罪の予防又は捜査_____その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある個人情報</p> <p>(6)～(8) 省略 (諮問をした旨の通知)</p> <p>第41条 前条の規定により諮問をした実施機関(以下「<u>諮問実施機関</u>」<u>という。</u>)は、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知しなければならない。</p> <p>(1)～(3) 省略</p>